

がんばる商店応援します！

諏訪市店舗リフォーム補助金のご案内

市内に店舗を構えて事業を営む方が、市内小規模企業者を利用して店舗リフォームをした場合に経費の一部を補助することで、店舗の魅力アップを図りまちの賑わいづくりにつなげます。

◎補助金を受けるには・・・(全体の要件)

- ・市内の中小企業者（個人事業主含む）であること。
※個人事業主は、市内に店舗を構え事業を営み、かつ、市内に住所を有していること。
- ・補助対象業種の店舗を構えて、現在営業していること。
- ・市内の店舗リフォーム補助金登録事業者を利用したリフォームであること。

【対象業種等】

卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などの指定業種 ★詳しくはお問い合わせください★

ただし、対象業種であっても次の場合は対象外となります。

- ①店舗内での販売またはサービスの提供を主に行わない、人の出入りが少ないもの、大部分が事務所や倉庫等での利用とみなされるもの。
- ②床面積の合計が、1千㎡を超えるもの。または大型商業施設内のテナント型店舗
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業。

※ご注意ください※ 補助金交付決定前の事前着工は対象外となります。

☆小規模工事

改装費用（消費税を含む）	補助金額＝対象工事金額の1/10 （※1千円未満の端数は切り捨て）
1円～30万円未満	対象外
30万円～120万円未満	3万円～10万円

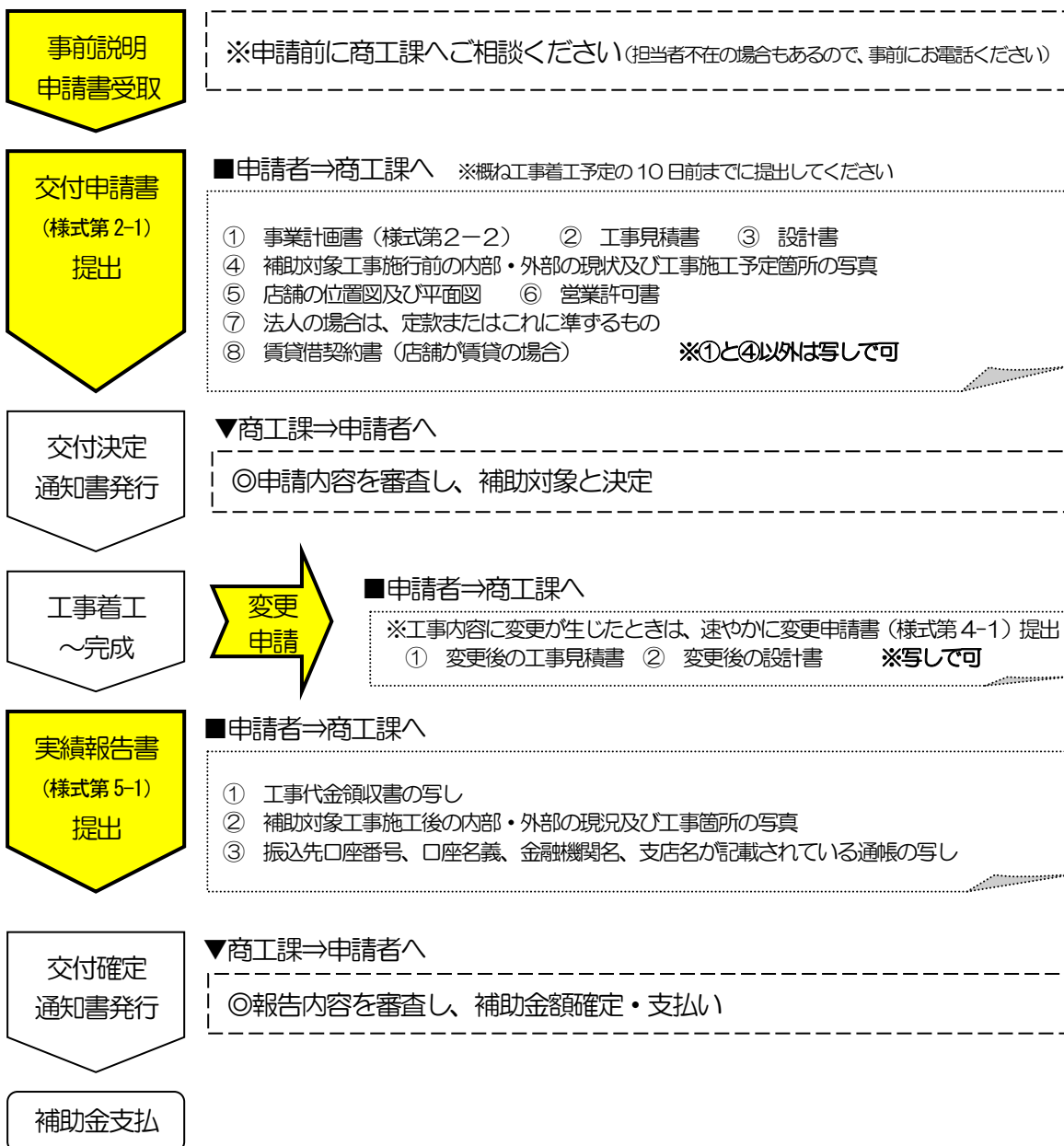
☆大規模工事

改装費用（消費税を含む）	補助金額＝100万円を除いた額×1/2の金額 （※1千円未満の端数は切り捨て）
120万円～200万円未満	10万円～49万9千円
200万円以上	一律50万円

裏面に続きます

補助対象経費	(1) 店舗本体の改装費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費） (2) 本体工事と同時に行う、建物に付属した看板の設置工事費。 ● 消耗品費または備品購入費は <u>対象外</u> 。
その他	他（国など）の補助制度や制度資金の対象となっていないこと。

★申請の流れ★



※ 事前に下記へお問い合わせください ※

◆お問い合わせ先 諏訪市経済部商工課商業振興係 TEL 52-4141 (内線 431)